

エコエアポート推進部会規約

稚内空港利用者利便向上協議会規約第10条に基づく専門部会として、エコエアポート推進部会を設置する。

(目的)

第1条 本専門部会は、稚内空港で活動を行うすべての事業者が、環境問題を正しく理解し、問題意識を共有することにより、環境問題に対し一連の自主的な活動を行う空港、すなわちエコエアポートを推進するための専門的な事項を協議することを目的とする。

(専門部会の構成)

第2条 本専門部会の構成は別表のとおりとする。

本専門部会長は、必要に応じ、構成員以外の者を参加させて意見を聴取することができる。

(専門部会長及び事務局)

第3条 本専門部会長は、稚内空港事務所長とする。

2 本専門部会事務局は、稚内空港事務所施設運用管理官とする。

(専門部会の招集)

第4条 本専門部会は、本専門部会長が招集する。

2 本専門部会の構成員は、具体的な議題を提案の上、本専門部会長に対し本専門部会の開催を要請することができる。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、本専門部会の運営に関して必要な事項は本専門部会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年 5月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年 5月19日から適用する。

(別 表)

北海道開発局稚内港湾事務所

気象庁新千歳航空測候所稚内航空気象測候所

東京航空局稚内空港事務所

稚内市

稚内空港ビル(株)

全日本空輸(株)稚内空港所

日本通運(株)稚内空港営業所

藤石油(株)航空事業部

(一財)航空保安協会稚内事務所